



ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター

関連法務トピックス(2023年5月)

— ESG に関する近時の政府の取組みのアップデート —

May 2023

In brief

近時、日本を含む世界各国において、ESG/サステナビリティに関する議論が活発化する中、各国政府や関係諸機関において、ESG/サステナビリティに関連する法規制やソフト・ローの制定または制定の準備が急速に進められています。企業をはじめさまざまなステークホルダーにおいてこのような法規制やソフト・ロー(さらにはソフト・ローに至らない議論の状況を含みます。)をタイムリーに把握し、理解しておくことは、サステナビリティ経営を実現するために必要不可欠であるといえます。当法人の ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレターでは、このようなサステナビリティ経営の実現に資するべく、ESG/サステナビリティに関連する最新の法務上のトピックスをタイムリーに取り上げ、その内容の要点を簡潔に説明して参ります。

今回は、ESG に関する近時の政府の取組みのうち、企業のみならず参考になるとと思われる以下のトピックを取り上げご紹介致します。

- I. 経済産業省による「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」の公表
- II. ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議による「公共調達における人権配慮について」の決定
- III. 公正取引委員会による「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の策定

In detail

- I. 経済産業省による「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」の公表

1. 本実務参照資料の位置づけ

経済産業省は、2023年4月4日、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」¹(以下「人権 DD ガイドライン」といいます。)を活用し、人権尊重のための取組みを進める企業が実務レベルで参照するための資料として、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」(以下「本実務参照資料」といいます。)を公表しました²。人権 DD ガイドラインでは、経

¹ 経済産業省のウェブサイト(<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html>) 参照。

² 経済産業省のウェブサイト(<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002.html>) 参照。

経済産業省において、人権尊重の取組内容を具体的かつ実務的な形で示すための資料を作成することとされていましたが³が、かかる資料として、本実務参照資料が公表されたものです。

2. 本実務参照資料が対象とする人権尊重の取組みの範囲

本実務参照資料では、人権 DD ガイドラインで示された人権尊重の取組みの各ステップ(人権 DD ガイドライン 6 頁以下及び以下の図を参照)のうち、①人権方針の策定及び②人権デューデリジェンスの最初のステップである「人権への負の影響の特定・評価」について、検討すべきポイントや実施フローの例が示されています。



* 人権 DD ガイドライン 7 頁及び本実務参照資料 2 頁の図を参考に筆者らにて作成

3. 人権方針の策定

人権 DD ガイドラインでは、企業は、その人権尊重責任を果たすという企業によるコミットメント(約束)を、人権方針を通じて企業の内外に向けて表明するべきであるとしています⁴。本実務参照資料では、①このような人権方針を策定するプロセスについて整理するとともに、②人権方針に記載することが考えられる項目の例を挙げています。

(1) 人権方針策定のプロセス

本実務参照資料では、これから人権方針を策定する企業を念頭におき、人権方針策定のプロセスの例を以下のとおり示しています⁵。

| プロセス | ポイント |
|-----------|---|
| ① 自社の現状把握 | ➢ 社内各部門からの知見収集、ステークホルダーとの対話・協議等を通じた、自社が関与し得る人権侵害リスク ³ についての確認。 |
| ② 人権方針案作成 | ➢ 上記も踏まえつつ、記載すべき項目を検討 |
| ③ 経営陣の承認 | ➢ 企業のトップを含む経営陣(例:取締役会)の承認 |
| ④ 公開・周知等 | ➢ 自社ホームページへの掲載など一般への公開 |
| | ➢ 従業員、取引先、関係者への周知 |

* 本実務参照資料 3 頁の図を一部省略の上掲載

³ 人権 DD ガイドライン 4 頁。

⁴ 人権 DD ガイドライン 12 頁。

⁵ 本実務参照資料 3 頁。

(2) 人権方針に記載することが考えられる項目の例

本実務参照資料では、人権方針に記載することが考えられる項目の例として、概要、以下の事項を挙げています⁶。

| 項目 | 概要 |
|---------------------------------|---|
| 1. 位置づけ | 自社にとってどのような文書であるかを明確化 経営理念・行動指針等との関係性・一貫性の担保 |
| 2. 適用範囲 | グループへの適用関係 |
| 3. 期待の明示 ⁷ | 関係者に対する人権尊重への期待を明らかにすること |
| 4. 国際的に認められた人権を尊重する旨のコミットメントの表明 | 国際人権章典で明示されたものや、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に挙げられた基本的権利に関する原則の支持・尊重等の記載 |
| 5. 人権尊重責任と法令遵守の関係性 | 法令を遵守することは前提として、ある国の法令やその執行によって国際的に認められた人権が適切に保護されていない場合、国際的に認められた人権を可能な限り最大限尊重する方法を追求すること |
| 6. 自社における重点課題 | 自社が影響を与える可能性のある人権を把握した上で、自社のサプライチェーン等において、より深刻な人権侵害が生じ得るステークホルダーやその人権を認識し、それらに特に焦点を当てた取り組みを行うことに関する記載 |
| 7. 人権尊重の取組を実践する方法 | 企業がどのように人権方針を実現していくか |

本実務参照資料では、上記のような項目を挙げていますが、企業の経営理念や自社が関与し得る人権侵害のリスクの内容を踏まえて人権方針を定めるべきであることから、各社の人権方針の内容や記載ぶりは異なり得るものであることを改めて確認しています⁸。

4. 人権 DD における負の影響(人権侵害リスク)の特定・評価

人権 DD ガイドラインにおいては、企業の人権に与える具体的な負の影響の特定・評価プロセスについて、(a)リスクが重大な事業領域の特定、(b)負の影響の発生過程の特定、(c)負の影響と企業の関わりの評価及び(d)優先順位付けの各プロセスに整理されている⁹ところ、本実務参照資料では、各プロセスにつき参考となる情報が提供されています。

(1) リスクが重大な事業領域の特定

本実務参照資料では、まず、リスクが重大な事業領域を特定するに当たっての視点となる、(a)セクター(事業分野)のリスク、(b)製品・サービスのリスク、(c)地域リスク、(d)企業固有のリスクのうち、(a)、(b)

⁶ 本実務参照資料 4 頁以下。

⁷ なお、ここでいう期待の明示については、人権 DD ガイドラインにおいて満たす必要があるとされている人権方針の 5 つの要件のうちの一つとして挙げられています。具体的には、「従業員、取引先、及び企業の事業、製品又はサービスに直接関わる他の関係者に対する人権尊重への企業の期待が明記されていること」が要件の一つとして定められています(人権 DD ガイドライン 12-13 頁)。

⁸ 本実務参照資料 3 頁。

⁹ 人権 DD ガイドライン 14-16 頁。

及び(c)の視点について、それぞれ、関連する機関が作成した資料の仮訳や一般に挙げられている考慮要素をまとめた参考資料が添付されています¹⁰。

(2) 負の影響の発生過程の特定

上記(1)のプロセスに引き続き、特定したリスクが重大な事業領域を優先しつつ、人権侵害リスクを確認し、確認された人権侵害リスクについて、その状況や原因を確認することになります。その方法の例として、(a)社内資料に基づく確認・調査、(b)企業(サプライヤー等)に対する質問票による調査、(c)従業員に対するアンケート・ヒアリング、(d)現地訪問・調査、ステークホルダーとの対話という方法が挙げられた上で、それぞれ確認ポイントの例が示されています。

(3) 負の影響と企業の関わりの評価及び優先順位付け

上記(2)で確認された人権侵害リスクが、自社とどのような関わりがあるかにつき、(a)自社が人権侵害リスクを引き起こしている(cause)か、(b)人権侵害リスクを助長している(contribute)か、(c)人権侵害リスクが自社の事業・製品・サービスと直接関連している(directly linked)かという関わりの評価をベースに、それぞれ求められる対応の考え方を紹介しています。

また、対応の優先順位付けについても、(a)人権侵害の深刻度を評価し、深刻度の高いものから対応すること、(b)深刻度が同等な場合には発生可能性が高いものから対処すること、(c)これらが同等なケースが複数存在する場合には、まず、自社及び直接契約関係にある取引先において自社が人権侵害リスクを引き起こし又は助長しているケースについて優先的に対応することも考えられることなど基本的な考え方¹¹を確認しています。その上で、本実務参照資料は、上記(a)深刻度及び(b)発生可能性につき、深刻度を規模、範囲、是正不能性に類型化した上で、それぞれ、高度、中度、低度の判断基準の例を挙げています。

¹⁰ 本実務参照資料(別添 1)。

¹¹ 人権 DD ガイドライン 19 頁以下参照。

II. ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議による「公共調達における人権配慮について」の決定

政府は、2023年4月3日、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議において、「公共調達における人権配慮について」を決定致しました¹²。具体的には、「政府の実施する調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めることとする。」とされ、具体的には、「公共調達の入札説明書や契約書等において、「入札希望者/契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。」旨の記載の導入を進める。」とされています。

これを受け、その後の入札関連書類では、実際に、上記の記載が行われている事例もある¹³ほか、例えば、内閣府のウェブサイト¹⁴においては、「内閣官房・内閣府の実施する調達においては、入札する企業に以下のガイドライン[筆者注:人権 DD ガイドライン]を踏まえた人権尊重の確保に努めることを誓約していただいております。」として、入札する企業に対して一定の誓約を求める旨が記載されています。

これは、法令による直接的な義務付けではありませんが、公共調達に関連する企業において、事実上、人権 DD ガイドラインに沿った取組みを義務付けるものであるとともに、関連するサプライヤー等を含め、人権 DD ガイドラインに沿った取組みがより広がる契機となるものと考えられます。

¹² https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai7/siryoku4.pdf

¹³ 例えば、デジタル庁の入札説明書と契約書雛形

(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e98a2d2e-f6da-4dce-a3c3-360a38616d8d/9a1a7367/20230410_procurement_format_02.pdf)においては、「その他」の項目の中において、人権尊重に取り組むように努めるものとする旨が記載されています。

¹⁴ <https://www.cao.go.jp/chotatsu/>

Ⅲ. 公正取引委員会による「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の策定

1. はじめに

公正取引委員会(以下「公取委」といいます。)は、2023年3月31日、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(以下「グリーンガイドライン」といいます。)を公表しました¹⁵。グリーンガイドラインの策定に至るまでに、これに関連して公取委が実施した主な活動は下表のとおりです。

| 時 期 | 活 動 の 概 要 |
|-------------------|---|
| 2022年3月25日 | 公正取引委員会競争政策研究センター第20回国際シンポジウム「グリーン成長と競争政策」の開催 ¹⁶ |
| 2022年10-12月 | 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会」の開催 ¹⁷ |
| 2023年1月13日 | グリーンガイドライン(原案)の公表及びこれに対する意見募集の開始 ¹⁸ |
| 2023年2月13日 | グリーンガイドライン(原案)に対する意見の提出期限 |
| 2023年3月31日 | グリーンガイドラインの策定 |

公取委は、2023年1月にグリーンガイドラインの原案を公表して意見募集(パブリックコメント)に付していたところ、これに応じて事業者・団体・個人から提出された意見の内容を踏まえて、原案に一部変更を加えたうえで成案を策定しました。

グリーンガイドラインの原案の内容については、既に ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター(2023年3月)(<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20230327-1.html>)において、ポイントを絞って紹介しました。そこで、本稿では、グリーンガイドラインに関して、原案からの修正点及び今後想定される公取委の動きについて紹介します。

2. 原案からの変更点

(1) 変更点の概観

公取委が公表したグリーンガイドラインの原案と成案の対照表¹⁹によれば、内容に関する変更点は下表に記載の6点です。なお、下表の備考欄には、原案に対する意見の概要及びこれに対する公取委

¹⁵ 公取委のウェブサイト(日本語版:https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230331_green.html 英語版:<https://www.jftc.go.jp/en/pressreleases/yearly-2023/March/230331.html>)参照。

¹⁶ 公取委のウェブサイト(<https://www.jftc.go.jp/cprc/events/symposium/2021/220325sympo.html>)参照。

¹⁷ 公取委のウェブサイト(<https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/grenn/>)参照。

¹⁸ 公取委のウェブサイト(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jan/230113_publiccomment.html)参照。

¹⁹ 公取委「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方 原案からの変更点・新旧対照表」(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230331/bessi3.pdf>)。

の考え方を取りまとめたものとして公取委が公表した資料²⁰(以下「本意見及び考え方」といいます。)のうち、各変更点に関する意見の通し番号を掲載しています。

| 項目 | 変更点の概要 | 備考 |
|-------------|--|------------------------|
| はじめに-2 | グリーンガイドラインの想定例があくまでも類型化・抽象化された例示であるという総論的な説明内容の補充(2-3頁) | - |
| 第1-1 | 想定例 2「法令上の義務の遵守対応」の説明内容の補充(7頁※問題とならない行為) | 意見 2-7 |
| 第1-3(2)イ(ク) | 想定例 39「温室効果ガス削減に向けた取組のために必要なデータの収集・分析」の新設(30-31頁※問題とならない行為) | 意見 1-7、2-4・57・62・65・66 |
| 第2-1(3)ア | 想定例 45「温室効果ガス削減に係る一定の基準を満たした流通業者のみに対する商品の供給」の説明内容の補充(37-38頁※問題とならない行為) | 意見 3-3 |
| 第2-2(1)ア | 想定例 49「温室効果ガス削減に係る一定の基準を満たさない取引先事業者との取引の打ち切り」の説明内容の補充(40頁※問題とならない行為) | 意見 3-7 |
| 第2-2(1)イ | 想定例 52「競争者の排除を達成するための手段としての当該事業者との取引の打ち切り」の説明内容の補充(41-42頁※問題となる行為) | 意見 3-8 |

これらの変更点のうち、想定例 39 の新設を除く各点は、原案の記載内容に関する趣旨の明確化や補足にとどまります。そこで、次項では、かかる想定例 39 の具体的な内容について紹介します。

(2) 新設された想定例 39 の内容

グリーンガイドライン第 1「共同の取組」3「独占禁止法上問題とならないよう留意を要する行為」(2)「業務提携」イ「業務提携の類型別の主な考慮要素等」(ク)「データ共有」の項において、独占禁止法上問題とならない行為の想定例として、以下の例が追記されました(30-31頁)。

- 1) 競争関係にある商品 A のメーカー 3 社が、温室効果ガス削減のため、新たな生産設備を共同で設置・運用することを検討している。なお、かかる検討には、商品 A の原材料のメーカー 1 社も参加する。
- 2) かかる検討のためには、商品 A のメーカー 3 社それぞれの重要な競争手段に関する情報(供給能力や負担可能なコスト等)を上記の 4 社間で共有し、分析する必要がある。
- 3) そこで、上記の 4 社は、以下の情報交換ルールを用意した。
 - ・各社の営業部門の担当者を除外した「特別チーム」を組成する。
 - ・「特別チーム」のみが上記重要な競争手段に関する情報を取り扱うこととし、同チームからチーム外への情報共有は原則禁止とする。
 - ・ただし、各社の意思決定のためにやむを得ない場合に、客観的な統計処理や匿名化などの加工を施した情報について、各社の管理部門のみに対して共有することは例外的に許容する。

²⁰ 公取委「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(案)に対する意見の概要及びそれに対する考え方」(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/220331/bessi4.pdf>)。

この想定例 39 においては、競争関係にある事業者を含む複数の事業者間において、重要な競争手段に関する情報が互いに共有されることになる業務提携であっても、独占禁止法上問題とならないことが示されました。

本意見及び考え方において、事業者間での情報交換の手法に関する考え方の明確化を求める意見が多数掲載されており、想定例 39 は、これらの意見に応えるものとして新設されたものです(具体的な意見の通し番号については上記 III.2.(1)の表に掲載のとおり。)

3. 今後想定される公取委の動き

本意見及び考え方においては、上記 III.2.(1)の表に掲載した意見のほかにも、グリーンガイドラインの内容について更なる具体化を求める意見が多数出されましたが、グリーンガイドラインに反映されるに至りませんでした。もっとも、グリーンガイドラインに反映されなかった意見の多くについて、公取委は、個別案件について懸念点等があれば積極的に相談することを推奨し、又は、相談事例の蓄積状況を踏まえてグリーンガイドラインの記載内容を補充することも今後検討するとしています。

グリーンガイドライン第 5(67-69 頁)では、グリーン社会の実現に向けた取組の適法性に関して公取委に事前相談するために利用可能な各制度の概要が記載されており、特に同 3(69 頁)において「グリーン事前相談窓口」を設置することが明記されています。公取委は、今後も引き続き、グリーン社会の実現に向けた取組に関する相談を積極的に受け付けるとともに、事例の公表²¹等を通じてさらに具体的な考え方を示していくと考えられます。

以 上

²¹ 公取委のウェブサイトにおいて、事前相談制度(グリーンガイドライン第 5 の 1(1))に係る過去の回答一覧(<https://www.jftc.go.jp/soudan/jizen/soudan/index.html>)及び一般相談(同(2))に係る過去の回答のうち主要なものを取りまとめた相談事例集(<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/index.html>)が公表されており、参考となります。

Let's talk

SDGs や ESG に関する取り組みが世界的に広がっています。PwC 弁護士法人は、企業および社会が抱える ESG に関する重要な課題を解決し、持続的な成長・発展につなげるサステナビリティ経営の実現を目指すためのさまざまなアジェンダについて、PwC Japan グループやグローバルネットワークと密接に連携しながら、特に法的な観点から戦略的な助言を提供するとともに、その実行や事後対応をサポートします。

PwC 弁護士法人の主な支援業務は、①ビジネスと人権への取り組みに関する法的支援、②サステナビリティ経営を実現するためのビジネスモデルの再構築、③サステナビリティ経営のためのコンプライアンス体制の設計・運用、④サステナブルファイナンスに関する法的支援、⑤その他 ESG 関連の法的助言/争訟の支援ですが、これらに限らず、企業や社会のニーズに応じた効果的・効率的な法務サービスを提供します。

PwC Japan グループは、サステナビリティに関連した戦略から新規ビジネス創出、オペレーション、トランスフォーメーション、リスク対応、開示・エンゲージメントといった幅広い経営アジェンダを包括的に支援しています (<https://www.pwc.com/jp/ja/services/assurance/sustainability.html>)。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみならず提供します。

ESG/サステナビリティ関連法務チーム

パートナー

弁護士・公認会計士

北村 導人

michito.kitamura@pwc.com

パートナー

弁護士・ニューヨーク州弁護士

山田 裕貴

hiroki.yamada@pwc.com

弁護士

日比 慎

makoto.hibi@pwc.com

弁護士

小林 裕輔

yusuke.y.kobayashi@pwc.com

弁護士

蓮輪 真紀子

makiko.hasuwa@pwc.com

弁護士

福井 悠

yu.fukui@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2023 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.